

【平成25年度実地指導等指摘事項】

【介護報酬関係】

サービス種別	加算・減算	指摘事項
1 訪問介護	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・予定がキャンセルされたものを請求している。 ・不適切な内容の外出サービスを行い、請求をしている。 《サービスが保険給付の範囲として適当かどうかについて判断がつかない場合には、保険者(市町)に確認を求めること。》 ・利用者が居宅に不在の時間帯に、生活援助を行い、請求している。 ・実際にサービスを行った時間に基づいて請求している。 《訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置づけられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。変更の必要がある場合は介護支援専門員と連携を図り必要が認められる場合には所要時間の変更は可能。この場合は訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更を行うこと。》
2 訪問介護	緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の要件となる記録が残されていない。 《「要請のあった時間」「要請の内容」「当該訪問介護の提供時刻」「緊急時訪問介護加算の算定対象である旨」等を記録すること。》
3 訪問介護	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に訪問介護計画が作成されていない。 ・初回のサービス提供月に、サービス提供責任者の訪問介護の実施又は同行訪問が必要であるが、その実施が確認できない。 《サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録すること》
4 訪問介護	サービス提供責任者減算	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4.1以降、2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない。
5 訪問看護	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・記録上の実施回数と請求上の実施回数が異なっている。 ・特別指示書が交付された場合、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるが、介護保険による訪問看護費を請求している。
6 通所介護	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・予定がキャンセルされたものを請求している。 ・実際にサービスを行った時間に基づいて請求している。 《所要時間の区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画において位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による。》 ・送迎に要する時間を含んだサービス提供時間で請求している。 ・医療機関受診の時間をサービス提供時間に含めている。 《サービス提供時間内は、緊急やむを得ない場合を除き、医療機関への受診は、認められない。やむを得ず医療機関を受診した場合、サービス提供時間は受診時間を除いた時間とすること。》
7 通所介護	入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴中止となったものを、請求している。 ・入浴介助の記録をしていない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
8 通所介護	個別機能訓練加算 (I)	・機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事しており、通所介護を行う時間帯を通じて、機能訓練指導員の職務に専従していない。
9 通所介護	個別機能訓練加算 (II)	・機能訓練指導員が、直接、機能訓練を行っていない利用者に対して算定している。 《理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。》 ・概ね週1回以上実施することを目安としていない。
10 通所介護	同一建物に関する減算	・通所介護事業所と同一建物に居住する利用者、又は、通所介護事業所と同一建物から通所介護事業所に通う利用者にサービス提供する場合に、減算を行っていない。
11 介護予防通所介護	運動器機能向上加算	・運動器機能向上計画を作成していない。 ・運動器機能向上計画について、利用者の同意が得られていない。 ・運動器機能向上計画に長期目標・短期目標を設定していない。 ・短期目標に応じた、概ね1月間毎のモニタリングが適正に行われていない。 ・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に記録し評価していない。
12 通所介護	口腔機能向上加算	・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していない。
13 通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していない。
14 通所リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	・個別リハビリテーションを実施していない日に請求している。 ・個別リハビリテーションを、1週につき概ね2回以上実施していない。
15 短期入所生活介護	送迎加算	・送迎を行っていない利用者に請求している。 ・病院から直接ショートステイに入所した利用者に請求している。 《居宅と事業所との送迎を行う場合に算定可》
16 短期入所生活介護	看護体制加算(II)	・看護職員の数が、常勤換算方法で利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上となっていない。 《利用者の数が30人の場合は常勤換算方法で2.0以上》
17 短期入所生活介護	機能訓練指導員の加算	・常勤の機能訓練指導員が看護職員を兼務しており、「専従」となっていない。
18 短期入所療養介護	基本報酬	・短期入所療養介護の利用者が、そのまま介護老人保健施設に入所した場合、入所に切り替えた日について、短期入所療養介護費を算定している。
19 短期入所療養介護	個別リハビリテーション実施加算	・個別リハビリテーションを実施していない日に請求している。
20 短期入所療養介護	療養食加算	・医師が発行した食事せんがない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
21 居宅介護支援費	基本報酬	<p>・担当する利用者の数が一人当たり40人を超えている場合、区分を誤って居宅介護支援費を請求している。又は受託した件数（H24.4.1以降は厚生労働大臣が定める地域(H12年厚生省告示第24号)に住居を有する者を含む）を含めて計算していない。</p> <p>受託した介護予防支援の利用者数…① 居宅介護支援の利用者数…② 常勤換算法方法で算定した介護支援専門員の員数…③ $(①/2+②)/③=④$ 契約日の古い順に並べ④が40未満:居宅介護支援費(I), 40以上:居宅介護支援費(II), 60以上:居宅介護支援費(III)を算定する。 《この場合、当該月の利用者数は給付管理を行うべき利用者数であり、月遅れ請求分は含めない。》</p>
22 居宅介護支援費	初回加算	<p>初回の居宅サービス計画作成時にサービス担当者会議が未実施《運営基準減算》であるが、初回加算を算定している。</p>
23 居宅介護支援費	特定事業所加算(II)	<p>・常勤専従の介護支援専門員2名のうち、1人が、同じ法人が運営する他事業所の職務を行っており、介護支援専門員の職務に専従していない。</p> <p>・介護支援専門員に対し、計画的な研修が実施されていない。</p>
24 居宅介護支援費	入院時情報連携加算(I)	<p>・病院にFAXで必要な情報を提供した際に、入院時情報連携加算(I)を算定している。 《入院時情報連携加算(I)を算定する場合は、病院又は診療所を訪問して、情報提供する必要がある。》</p>
25 居宅介護支援費	退院・退所加算	<p>・病院等の職員と面談して情報を得た結果、退院後も入院前と同様の居宅サービス計画とするため、居宅サービス計画の作成にあたって必要な一連の業務を行っていない場合に算定している。</p> <p>・3回算定したうちの1回について、入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の対象となるもの※)が行われていない。</p> <p>※診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2(3者以上による指導加算)の対象となる会議に参加する必要がある。当該会議については、入院医療機関の医師に加え、退院後の在宅医療を担う、次の①～⑤のグループから3グループ以上の出席が必要となる。 ①在宅医療を担う医療機関の医師、看護師又は准看護師 ②歯科医師又は歯科衛生士 ③薬局薬剤師 ④訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ⑤居宅介護支援事業所の介護支援専門員</p>
26 居宅介護支援	認知症加算	<p>・日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMではない認知症の利用者について算定されている。</p> <p>・主治医意見書で認知症の利用者の日常生活自立度Ⅱbと診断された月にも当該加算を算定している。 《月の途中で、ランクⅢ以上の判定があった場合、判定月から算定可。月途中でランクⅢ以上に該当しなくなった月は算定不可。》</p>
27 居宅介護支援	独居高齢者加算	<p>・利用者が独居であることの記録を行っていない。 《少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。》</p>
28 居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	<p>・介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、情報提供を行っていない。</p>

サービス種別	加算・減算	指摘事項
29 介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握していない。(栄養スクリーニング) ・栄養ケア計画の作成を行っていない。 ・栄養ケア計画に、入所者又は家族が同意された日の記録がない。 《栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始するものとする。》
30 介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始時に、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していない。 《個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。》
31 介護老人保健施設	栄養マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケア計画に、入所者又は家族が同意された日の記録がない。 《栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始するものとする。》
32 介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入所日から起算して、3月を超えた期間についても加算を算定している。
33 介護老人保健施設	退所時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> ・退所時指導を行った場合の、指導日及び指導内容の要点を記録した診療録等が保存されていない。
34 介護老人保健施設	退所前連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への情報提供、及び、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っていない。
35 介護老人保健施設	療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> ・経口移行加算又は経口維持加算を、同時に算定している。
36 介護老人保健施設	認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門棟の従業員の勤務体制について、次の配置を行うことを標準としていない。 イ 日中については利用者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ 夜間及び深夜については、20人に1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
37 介護老人保健施設	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当していない者に算定している。
38 介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	<ul style="list-style-type: none"> ・退所者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又要介護5の場合にあっては14日以内)に、介護老人保健施設の従業者が、退所者の居宅を訪問し(又は指定居宅介護支援事業所からの情報提供により)、在宅生活が1月以上(退所時の要介護状態区分が要介護4又要介護5の場合にあっては14日以上)継続する見込みであることを確認し、記録していない。 《在宅生活が1月以上継続することが分かる居宅サービス計画を取り寄せる等で確認すること》
39 介護療養型医療施設	経口維持加算(Ⅰ), (Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・経口維持計画が作成されていない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
40 介護療養型医療施設	初期加算	・介護療養型医療施設を退所し、別の病院に入院し、退院後に再入所した際に算定している。 《過去3か月間(日常生活自立度のランクⅢ, IV, 又はMに該当する者の場合は過去1か月), 当該施設に入所したことがない場合に限り算定可》
41 介護療養型医療施設	退院時情報提供加算	・退院後、直接、特別養護老人ホームに入所した場合に算定している。 《退院して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合には算定不可》
42 介護療養型医療施設	退院時指導加算	退所時指導を行った場合の、指導日及び指導内容の要点を記録した診療録等が保存されていない
43 介護療養型医療施設	特定診療費(褥瘡対策指導管理)	・褥瘡対策に関する診療計画が作成されていない。
44 介護療養型医療施設	特定診療費(理学療法Ⅰ)	・リハビリテーション実施計画が作成されていない。
45 介護療養型医療施設	特定診療費(摂食機能療法)	・摂食機能訓練を20分実施したことをもって、加算を算定している。 《1回につき30分以上訓練指導を行った場合に限り算定可》
46 介護療養型医療施設	特定診療費(短期集中リハビリテーション)	・リハビリテーションを1週に2日又は1日のみ実施している。 《1週につき概ね3日以上実施する場合に算定可》